

令和2年度 第1回
徳島県後発医薬品適正使用協議会

日 時 令和2年8月11日（火）

午後2時から

場 所 徳島グランヴィリオホテル

1階 ヴィリオルーム

一 次 第 一

1 開 会

2 部長あいさつ

3 議事等

（1）報告

- ・ 後発医薬品使用促進の対策と現状について
- ・ 昨年度の取組について

（2）議題

- ・ 今年度の協議会の取組（案）について
- ・ 今後の協議会の方向性について

（3）その他

4 閉 会

徳島県保健福祉部薬務課

会議資料

八〇一

資料1 徳島県後発医薬品適正使用協議会設置要綱	• • • 1
資料2 後発医薬品の現状（厚生労働省資料）	• • • 4
資料3 後発医薬品の対策と現状（徳島県の状況） 昨年度の取組について	• • • 12
資料4 今年度の協議会の取組について（案）	• • • 18

◆ 当日配布

ジェネリック医薬品普及促進に対する全国健康保険協会徳島県支部の取組について（品川委員資料）

資料 1

徳島県後発医薬品適正使用協議会設置要綱

(目的)

第1条 医療関係者及び県民への後発医薬品に関する理解の向上と適正使用についての普及促進を図るため、徳島県後発医薬品適正使用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 後発医薬品の正しい知識の普及に関すること
- (2) 後発医薬品に係る情報交換に関すること
- (3) その他後発医薬品の適正使用に関し必要なこと

(組織)

第3条 協議会の委員は、15名以内で、別表に掲げる関係団体の者とする。

- 2 協議会に会長、副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、その会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、徳島県保健福祉部薬務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年5月27日から施行する。

- 2 第5条の規定にかかわらず、最初の会議は徳島県保健福祉部長が招集する。

附 則

この要綱は、平成23年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

資料 1

別 表

徳島県後発医薬品適正使用協議会名簿

区分	所属団体等
医療関係者	一般社団法人徳島県医師会
	一般社団法人徳島県歯科医師会
薬事関係者	一般社団法人徳島県薬剤師会
	徳島県病院薬剤師会
	徳島県製薬協会
	徳島県医薬品卸業協会
学識経験者	徳島文理大学薬学部
	徳島大学薬学部
消費者代表	特定非営利活動法人徳島県消費者協会
保険者代表	徳島市(国民健康保険)
	全国健康保険協会

徳島県後発医薬品適正使用協議会委員名簿

(R1. 7. 1～R3. 6. 30)

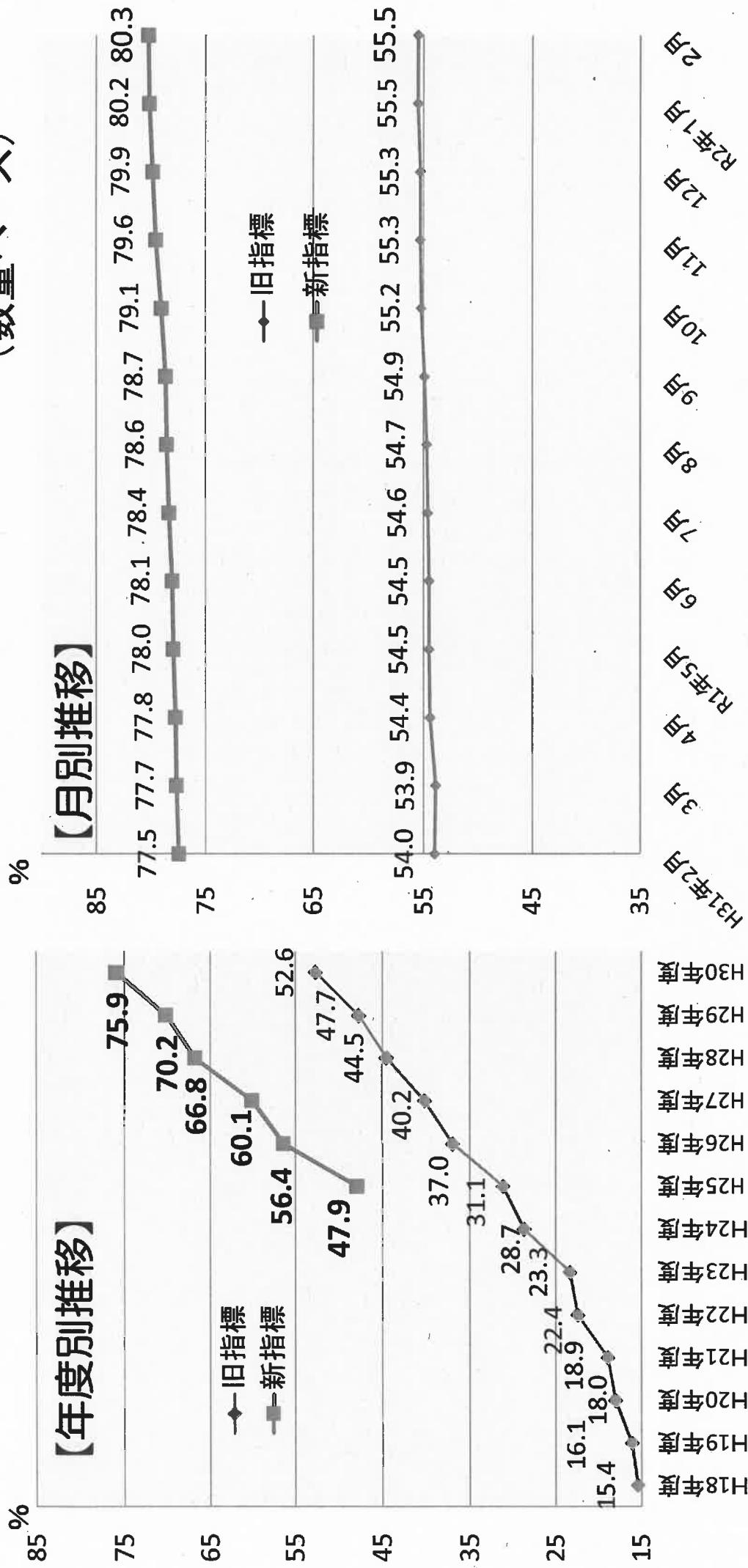
令和2年7月1日現在

	氏 名	所属団体等
医療関係者	本藤 秀樹	徳島県医師会
	石本 卓司	徳島県歯科医師会
薬事関係者	水口 和生	徳島県薬剤師会
	伏谷 秀治	徳島県病院薬剤師会
	清水 優之	徳島県製薬協会
	阿部 昌司	徳島県医薬品卸業協会
学識経験者	土屋 浩一郎	徳島大学大学院 医歯薬学研究部
	鈴江 朋子	徳島文理大学薬学部
消費者代表	内山 真弓	徳島県消費者協会
保険者代表	中西 克之	徳島市（国民健康保険）
	品川 晴旨	全国健康保険協会徳島支部

資料 2

後発医薬品の現状 (厚生労働省資料)

「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」における後発医薬品割合（数量ベース）



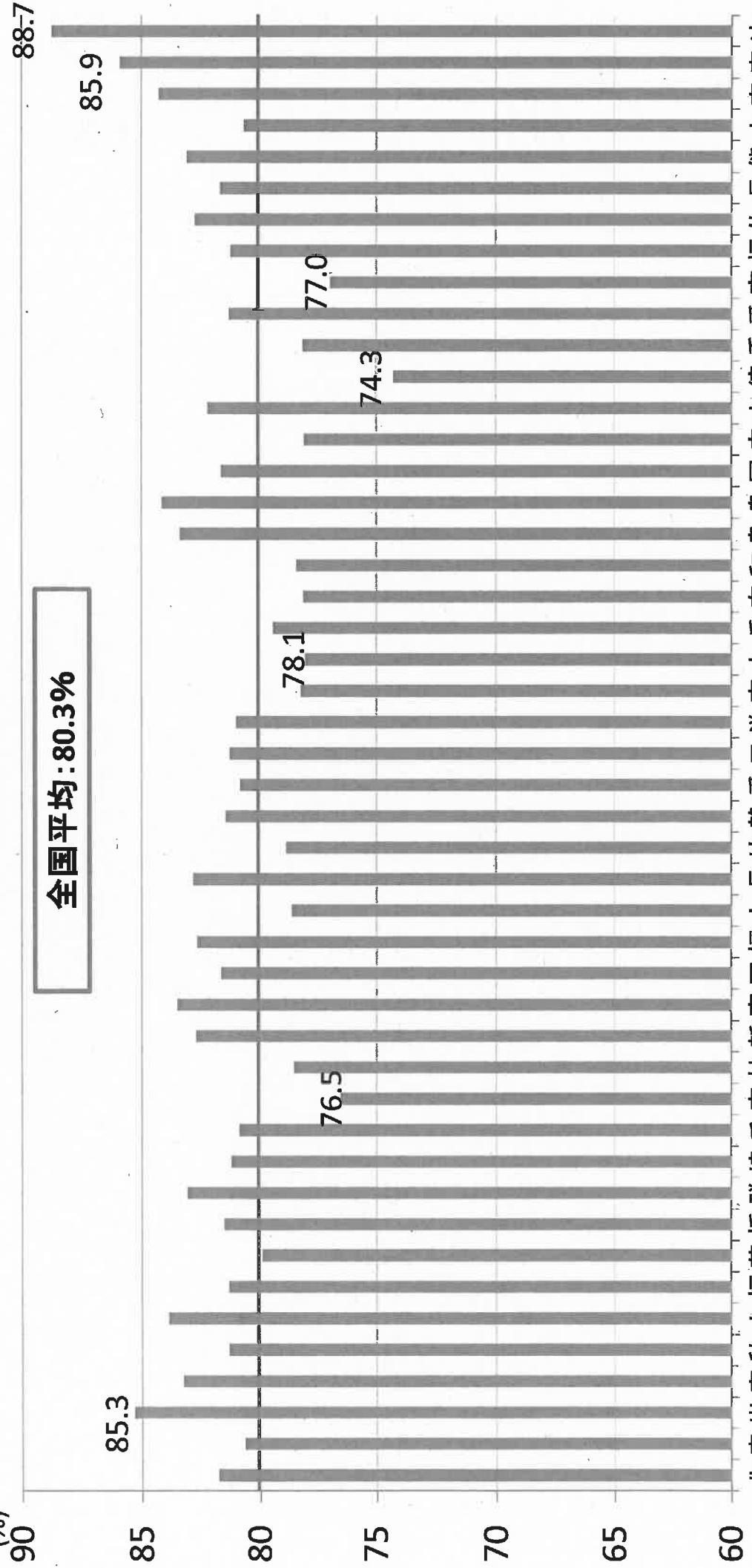
注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方（入院、院内調剤）及び紙レセプトを含まない数値である（出典：「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」（厚生労働省保険局調査課））。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 新指標とは、後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした目標に用いた指標。

旧指標とは、全医用医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア（平成19年に「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」で定められた目標に用いた指標）。

「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における都道府県別後発医薬品割合 (数量ベース) (令和2年2月)



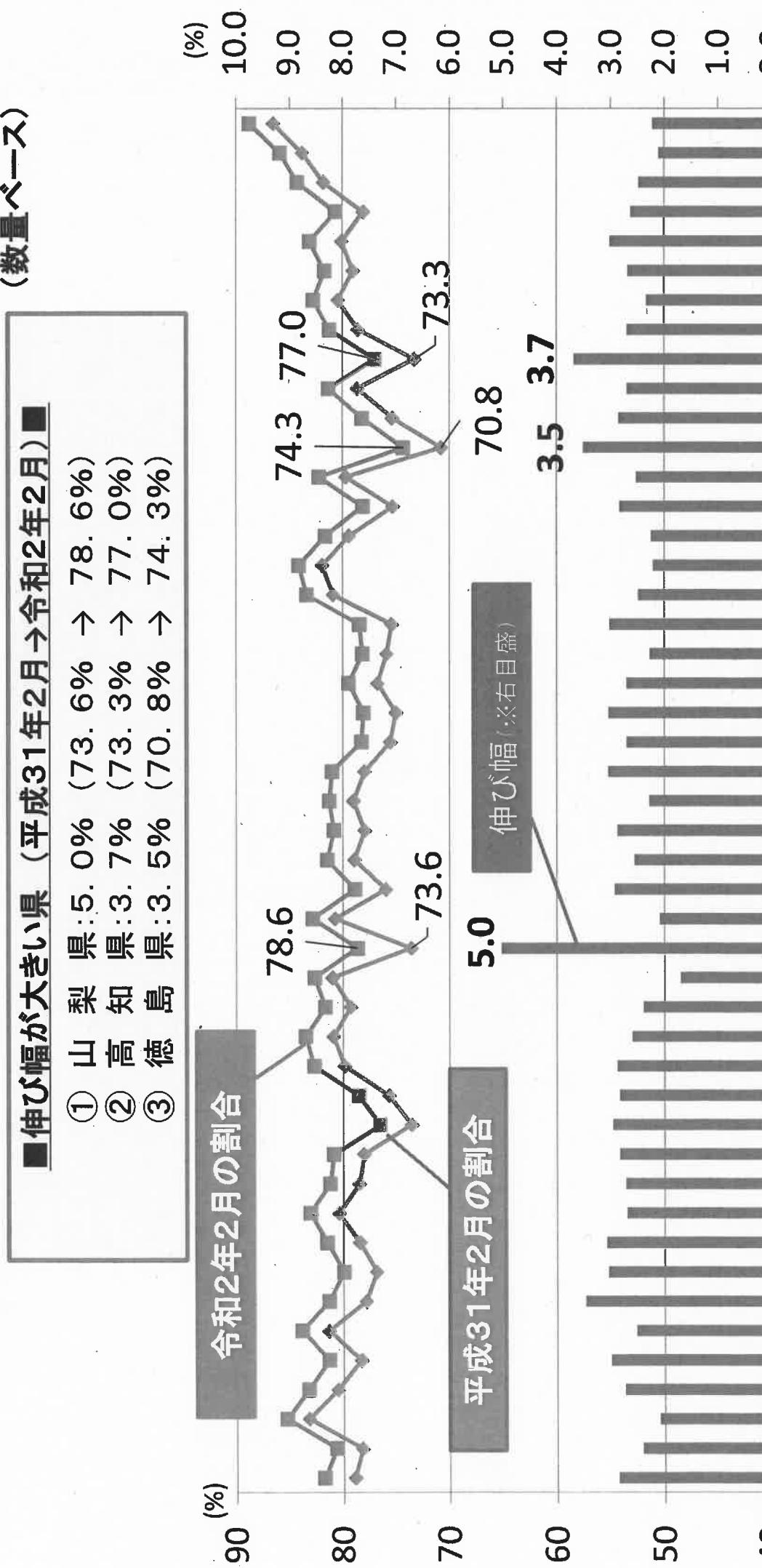
注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。

注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注4) 後発医薬品の数量シェア(数量ベース) = [(後発医薬品の数量) / (後発医薬品の数量 + 先発医薬品の数量)] × 100

「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における都道府県別後発医薬品割合(数量ベース)



北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、福岡県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙化セプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。

注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注4) 後発医薬品の数量シェア(数量ベース) = [(後発医薬品のある先発医薬品の数量) + (後発医薬品の数量)] / [後発医薬品の数量の数量]

「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における都道府県別後発医薬品割合 (数量ベース、%)

	順位	2年2月	順位	2年2月	順位	2年2月	順位	
北海道	81. 8	17	石川	81. 7	18	岡山	81. 6	20
青森	80. 6	33	福井	82. 7	14	広島	78. 1	42
岩手	85. 3	3	山梨	78. 6	37	山口	82. 2	16
宮城	83. 3	9	長野	82. 8	12	徳島	74. 3	47
秋田	81. 3	23	岐阜	78. 9	36	香川	78. 2	41
山形	83. 9	6	静岡	81. 5	21	愛媛	81. 3	23
福島	81. 3	23	愛知	80. 8	31	高知	77. 0	45
茨城	79. 9	34	三重	81. 3	23	福岡	81. 2	27
栃木	81. 5	21	滋賀	81. 0	29	佐賀	82. 8	12
群馬	83. 1	10	京都	78. 2	40	長崎	81. 7	18
埼玉	81. 2	27	大阪	78. 1	42	熊本	83. 1	10
千葉	80. 9	30	兵庫	79. 4	35	大分	80. 7	32
東京	76. 5	46	奈良	78. 1	42	宮崎	84. 3	4
神奈川	78. 5	38	和歌山	78. 4	39	鹿児島	85. 9	2
新潟	82. 7	14	鳥取	83. 4	8	沖縄	88. 7	1
富山	83. 5	7	島根	84. 1	5	全国	80. 3	-

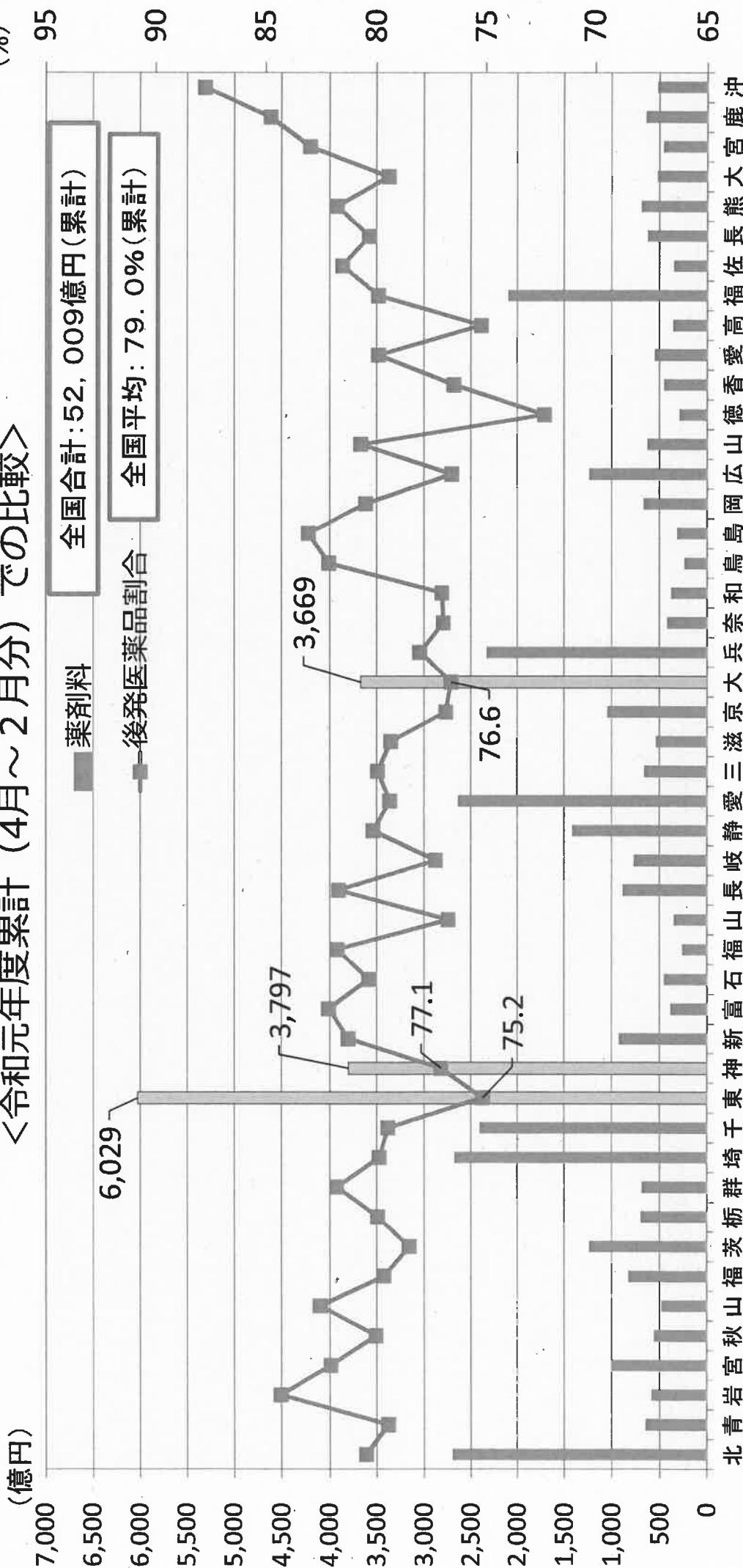
注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。

注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注4) 後発医薬品の数量シェア(数量ベース)=[後発医薬品の数量]÷[先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量]。

「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」における
都道府県別の薬剤料と後発医薬品割合（数量ベース）の関係
<令和元年度累計（4月～2月分）での比較>



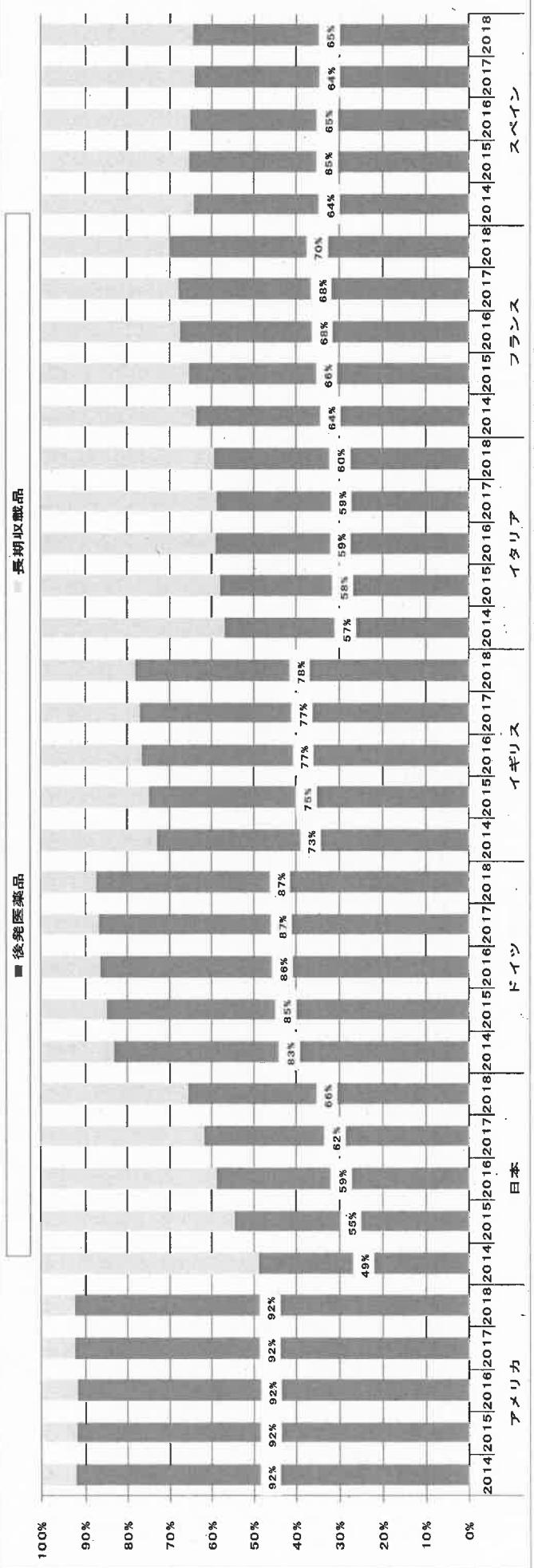
注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方（入院、院内調剤）及び紙レセプトを含まない数値である（出典：「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」（厚生労働省保険局調査課））。

注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注4) 後発医薬品の数量シェア（数量ベース）＝〔後発医薬品の数量〕/[先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]

各國の後発医薬品の数量シェア（数量ベース、毎年10月～9月の合計値より算出）



注)・用語の定義は以下のとおりである。
後発医薬品：GENERIC PRODUCTS(ジェネリック等で過去一度も保護されたことのない通常の後発医薬品と、オーソライズドジェネリック)
EARLY ENTRY GENERIC PRODUCTS(先発医薬品保護期間中に上市されたオーソライズドジェネリック)

BIO-COMPARABLE PRODUCTS(バイオ医薬品)
NON-GENERIC PRODUCTS(後発医薬品ではなく、過去保護されていたが現在は保護が切れているもの。バイオ後続品の参照対象となる先行バイオ医薬品含む。また2013.10～2014.9までは保護期間中のオーソライズドジェネリックの参照対象となる医薬品も含む。)

「2014」はIQVIA, MIDAS, Market Segmentation, MAT Sep 2014, RX only(PRESCRIPTION ROUND)をもとに後発医薬品の各国の数量(SU)ベースでの後発医薬品のシェアを算出。IQVIA MIDAS dataでは、直販分の数量を把握できないため、後発医薬品の直販が他国と比較して多い日本については、IQVIA社データにおける日本のジェネリック医薬品市場のカバー率(売上金額ベース、2013.4～2014.3)で70.9%、日本ジェネリック製薬会議調べ)をもとに推計を行っている。

「2015」はIQVIA, MIDAS, Market Segmentation, MAT Sep 2015, RX only(PRESCRIPTION ROUND)をもとに後発医薬品の各国の数量(SU)ベースでの後発医薬品のシェアを算出。IQVIA MIDAS dataでは、直販分の数量を把握できないため、後発医薬品の直販が他国と比較して多い日本については、IQVIA社データにおける日本のジェネリック医薬品市場のカバー率(売上金額ベース、2014.4～2015.3)で73.1%、日本ジェネリック製薬会議調べ)をもとに推計を行っている。

「2016」はIQVIA, MIDAS, Market Segmentation, MAT Sep 2016, RX only(PRESCRIPTION ROUND)をもとに後発医薬品の各国の数量(SU)ベースでの後発医薬品のシェアを算出。IQVIA MIDAS dataでは、直販分の数量を把握できないため、後発医薬品の直販が他国と比較して多い日本については、IQVIA社データにおける日本のジェネリック医薬品市場のカバー率(売上金額ベース、2015.4～2016.3)で76.7%、日本ジェネリック製薬会議調べ)をもとに推計を行っている。

「2017」はIQVIA, MIDAS, Market Segmentation, MAT Sep 2017, RX only(PRESCRIPTION ROUND)をもとに後発医薬品の各国の数量(SU)ベースでの後発医薬品のシェアを算出。IQVIA MIDAS dataでは、直販分の数量を把握できないため、後発医薬品の直販が他国と比較して多い日本については、IQVIA社データにおける日本のジェネリック医薬品市場のカバー率(売上金額ベース、2016.4～2017.3)で80.5%、日本ジェネリック製薬会議調べ)をもとに推計を行っている。

「2018」はIQVIA, MIDAS, Market Segmentation, MAT Sep 2018, RX only(PRESCRIPTION ROUND)をもとに後発医薬品の各国の数量(SU)ベースでの後発医薬品のシェアを算出。IQVIA MIDAS dataでは、直販分の数量を把握できないため、後発医薬品の直販が他国と比較して多い日本については、IQVIA社データにおける日本のジェネリック医薬品市場のカバー率(売上金額ベース、2017.4～2018.3)で82.9%、日本ジェネリック製薬会議調べ)をもとに推計を行っている。

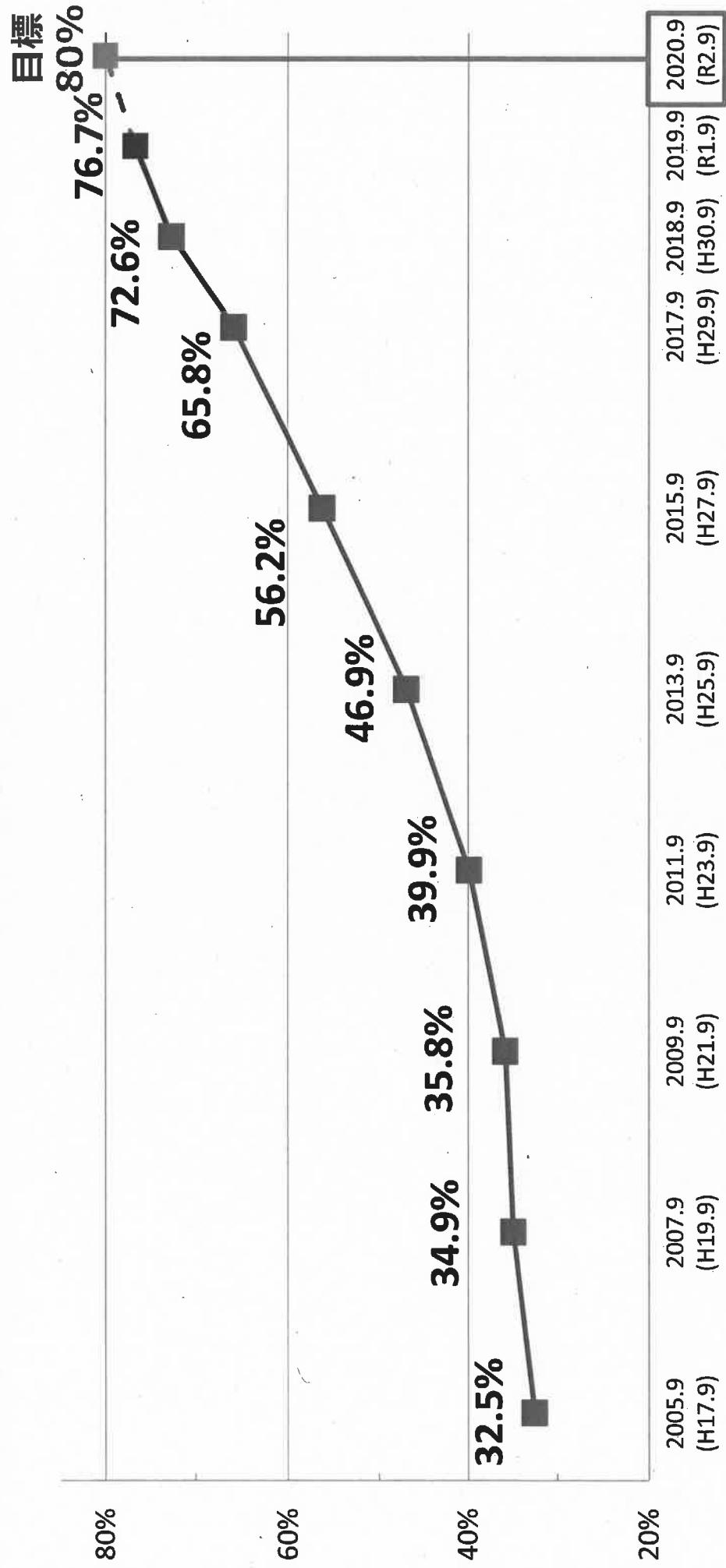
・後発医薬品のシェア＝後発医薬品／(後発医薬品+長期取扱品) × 100(%)

(出典)Copyright © 2019 IQVIA, MIDAS, Market Segmentation, MAT Sep 2018, RX only(PRESCRIPTION ROUND)他、無断転載禁止

後発医薬品の使用割合の推移と目標

「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

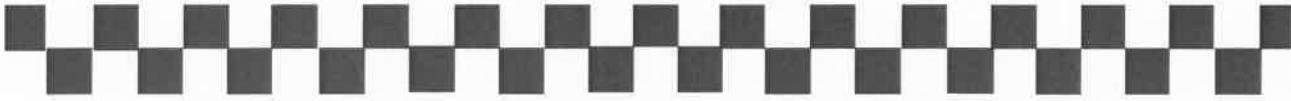
⑦薬価制度の抜本改革、患者本位の医薬分業の実現に向けた調剤報酬の見直し、薬剤の適正使用等
2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。



資料 3

後発医薬品使用促進の対策と現状 (徳島県の状況)

昨年度の取組について



本県の「後発医薬品の使用促進」の現状について

○後発医薬品割合(数量ベース)（令和2年2月時点）

出典：「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」

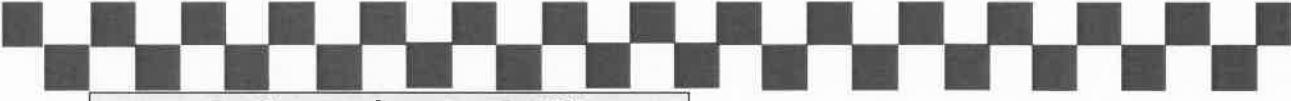
徳島県 74.3% (全国最下位)

全国平均 80.3%

▼後発医薬品割合の算定方法

○新指標（平成25年度から後発医薬品の数量シェア）

$$= \frac{\text{[後発医薬品の数量]}}{\text{[後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]}}$$



令和元年度事業

1 徳島県後発医薬品適正使用協議会の開催

令和元年8月7日、令和2年1月29日

2 知って安心おくすりエシカル消費推進事業

- お薬相談事業
- 一般向けセミナー・講習会の実施
- e-モニターアンケート調査及びシルバー大学アンケート調査

3 後発医薬品使用促進強化事業

- 後発医薬品採用リストを利用した
「フォーミュラリー作成マニュアル」活用事業
- 保険者と連携した医療機関・薬局への使用推進事業
- 「徳島あいバッグ活用に関する普及啓発
キャンペーン月間事業」
- 県保有レセプトデータを活用した保険薬局ジェネリック医薬品
情報提供事業

知って安心おくすりエシカル消費推進事業

消費者である県民にジェネリック医薬品の使用を含めた医薬品の適正使用に関する意識を調査するとともに、エシカル消費行動の醸成を働きかける啓発を実施した。

(1) お薬相談窓口

消費者のつどい等で実施 14回

(2) 一般向けセミナーの実施

徳島大学市民公開講座 令和元年12月8日

徳島大学 長井記念ホール 132名

(3) シルバー大学・保健所等での講習

・シルバー大学 9か所 544名

・保健所等での県民向け講習 5か所 204名

(4) 県民向けアンケート調査

・e-モニターアンケート 令和元年9月5日～18日 171名

・シルバー大学アンケート 令和元年8月～令和2年1月 414名

知って安心おくすりエシカル消費推進事業

(1) お薬相談窓口事業から

令和元年10月18日から 令和2年2月28日まで

①実施イベント

・消費者のつどい 4回 (徳島市・美馬市・阿南市・阿波市)

相談件数 24件 (啓発資材配布 約900名)

・西部地区 10回 (三好市・東みよし町)

相談件数 39件 (啓発資材配布 約300名)

・参加薬剤師 24名

(4) シルバー大学でのアンケート調査から

・実施期間 令和元年8月6日から令和2年1月27日まで

・年齢層 50歳代 15名 60歳代 216名

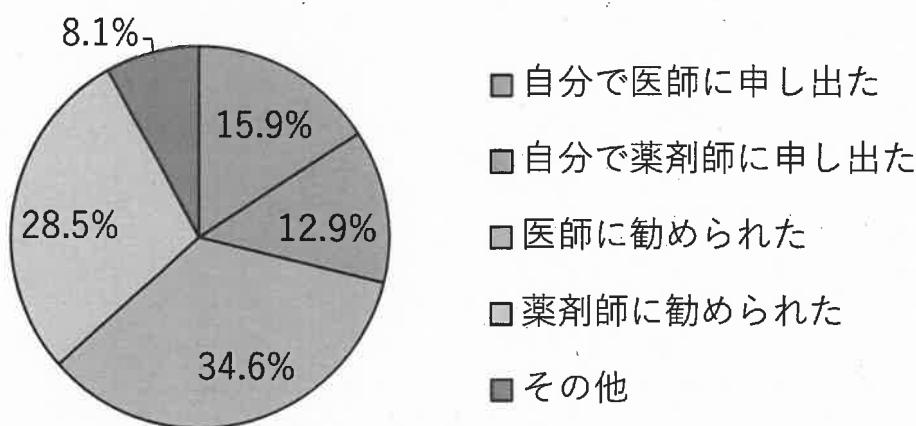
70歳代 175名 無回答 7名

知って安心おくすりエシカル消費推進事業

(4) シルバー大学アンケート調査から

① ジェネリック医薬品を使用している割合 71.7%

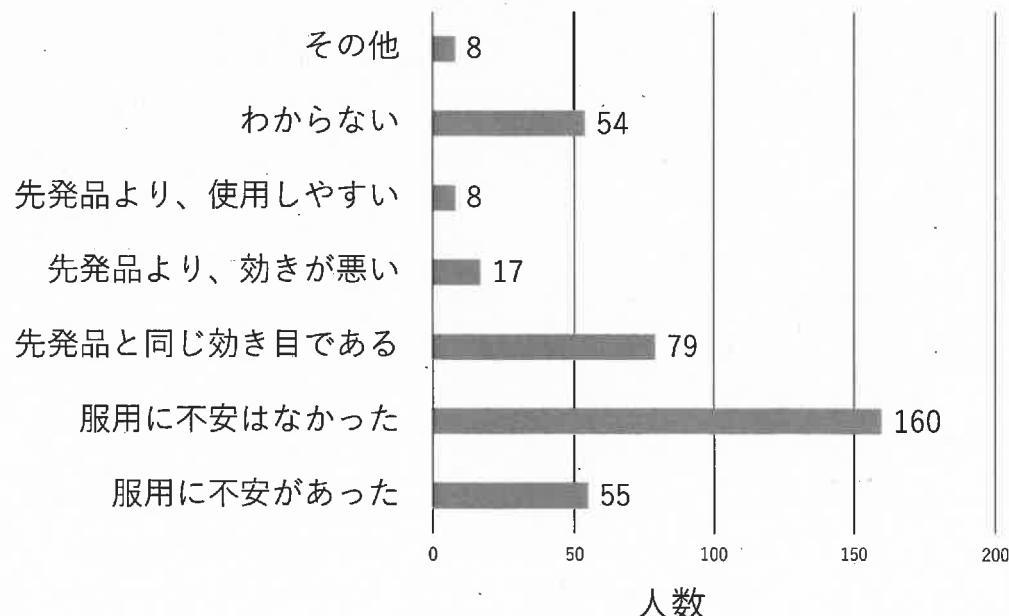
③ ジェネリック医薬品を使用したきっかけ



知って安心おくすりエシカル消費推進事業

(4) シルバー大学アンケート調査から

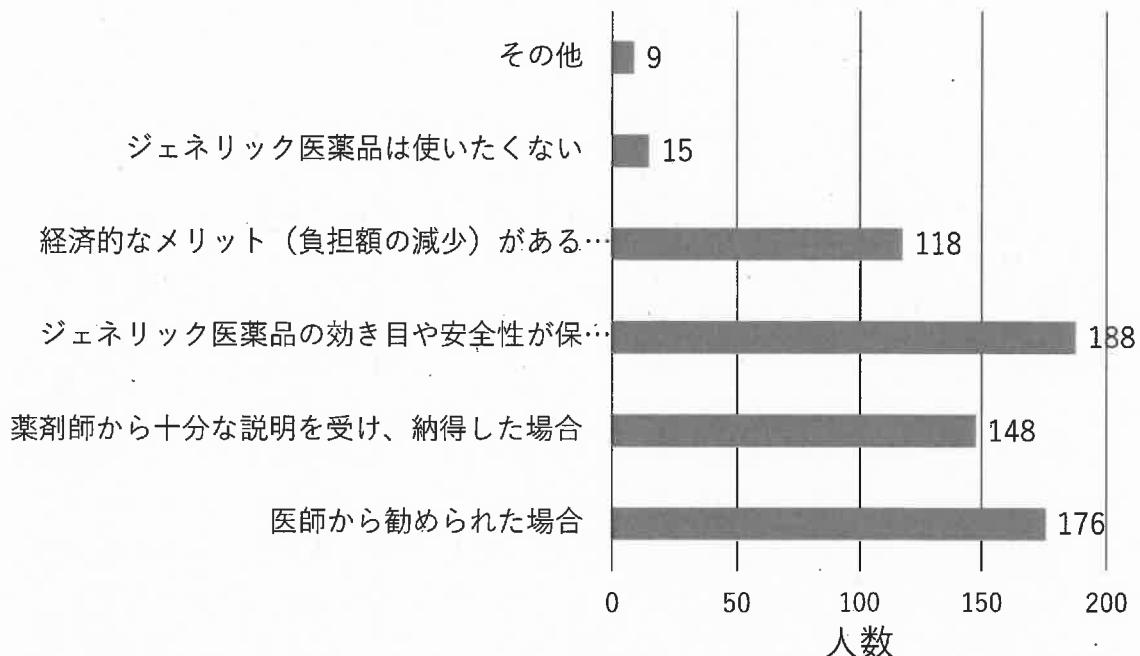
③ ジェネリック薬品を使用した感想



知って安心おくすりエシカル消費推進事業

(4) シルバー大学アンケート調査から

④ ジェネリック医薬品を使用してもよいと思う理由



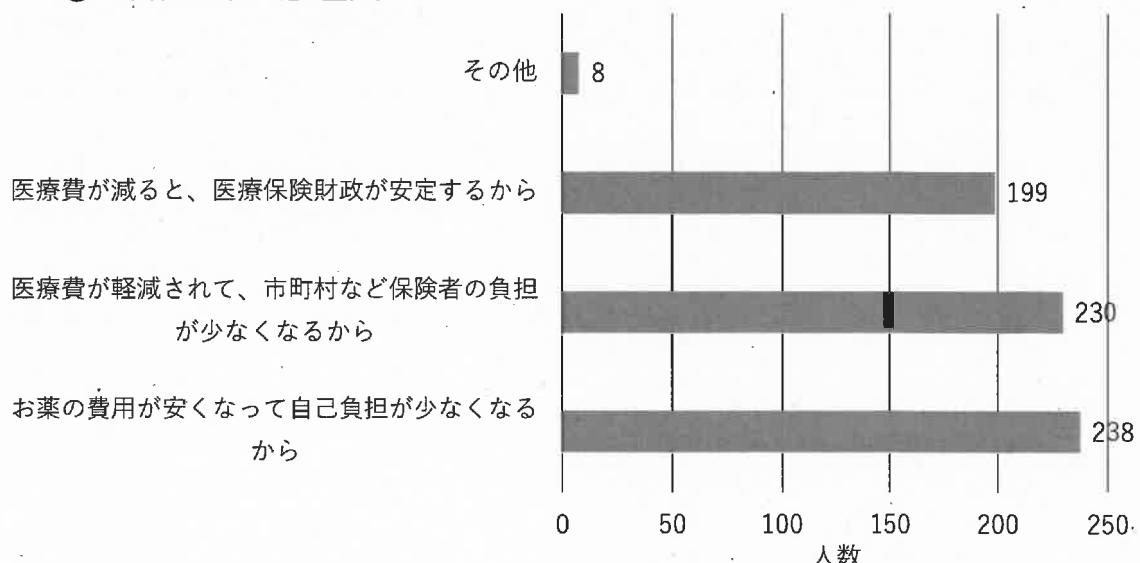
知って安心おくすりエシカル消費推進事業

(4) シルバー大学アンケート調査から

⑤ 国や県がジェネリック医薬品の使用を進めている

理由を知ってる割合 73.9%

⑥ 知っている理由



後発医薬品使用促進強化事業

- (1) 後発医薬品採用リストを利用した「フォーミュラリー作成マニュアル」活用事業 から
 - ・令和元年度後発医薬品採用リスト 作成
 - ・協議会ホームページにて リストをエクセル様式で公開
- (2) 保険者と連携した医療機関・薬局への使用推進事業 から
 - ・県6保健所に設置されている地域保健医療福祉協議会で、国の取組、本県のジェネリック医薬品の使用状況及び県・保険者協議会の取組について説明し、保険者協議会作成のポスター配布
 - ・使用割合が低い医療機関等への使用促進の依頼
 - ・市町村広報誌 掲載 8市町で実施
 - ・市町村ケーブルテレビ 3市町で実施
 - ・市町村アナウンス廣告 2町で実施
 - ・ちらし配布 3保険組合及び2町で実施

資料 4

今年度の協議会の取組（案）



令和2年度事業

- 1 徳島県後発医薬品適正使用協議会の開催
令和2年8月11日，令和2年2月
- 2 エシカル消費推進事業
 - お薬相談事業
 - 一般向けセミナー・講習会の実施（実施未定）
 - e-モニターアンケートの実施 9月
 - 県民・医療関係者・保険者・行政によるフォーラム（予定）
- 3 後発医薬品使用促進強化事業
 - 「ジェネリック医薬品希望シール」活用事業
 - 「徳島あいバッグ」に関する普及啓発事業
 - 県保有レセプトデータ分析情報提供事業
 - 県民への普及啓発事業
 - 保険者と連携した医療機関・薬局等への使用推進事業

「ジェネリック医薬品希望シール」事業

薬局において、「ジェネリック医薬品」について説明して変更を促し、調査終了後には、薬剤師へのアンケートにより実施効果の検証を行う。

（2）実施方法

- ① 薬局でジェネリック医薬品について説明し、変更を促す。
- ② 変更した患者さんの保険証又はお薬手帳に薬剤師が「ジェネリック医薬品希望シール」を貼付する。
- ③ 患者に次回来局時や医療機関に受診する際に窓口でシールを見せてジェネリック医薬品を使用していることを医師や薬剤師に知らせるよう促す。
- ④ 調査項目 シール配布人数 実施期間中の使用割合
アンケート（薬剤師）

（2）実施時期

- ・ シール配布期間：8月中旬から通年
- ・ 調査期間 8月中旬から11月まで
- ・ 報告期限 12月15日

「徳島あいバッグ」に関する普及啓発事業

薬局（約390施設）において、「藍色バッグ（あいバッグ）」による薬の整理等について説明し、ジェネリック医薬品への切替えを促す。

（1）実施方法

- ① バッグ配布：医薬品の使用に課題がある患者さんへ配布
- ② 次回来局時に医薬品の持込んでもらい、医薬品を確認し、整理する医薬品や項目を患者さんとすりあわせる。
- ③ 整理により削減したり、ジェネリック医薬品へ変更となった医薬品について「確認シート」を作成し、患者さんに説明する。
- ④ バッグを配布した患者さんについて、報告シートに記載する。
- ⑤ 事業期間終了後に薬剤師へアンケートを実施する。

（2）実施期間

- ・バッグ配布期間 8月後半から9月まで
- ・次回来局時の相談期間 バッグ配布後から11月中旬まで
- ・取りまとめ期限 11月末
- ・報告期限 12月15日（火）まで

県保有レセプトデータ分析情報提供事業

（1）情報提供の医療データ

- ・対象 国保・後期高齢医療利用者の医薬品情報
- ・対象期間 平成31年4月から令和2年3月までの1年間

（2）情報提供の内容

- ① ジェネリックカルテ
 - ・令和元年度の県のジェネリック医薬品 使用状況
 - ・医療圏別
 - ・病院、診療所、薬局別
 - ・薬効別（大分類）
- ② 使用実態調査
 - ・年齢別
 - ・薬効分類（中分類） 医薬品数量
 - ・加工可能なピポットテーブルで作成し、項目を選択してデータシートに加工する。

県民への普及啓発事業

- ・公共交通機関を利用した啓発

徳島バス 100台 9月から10月

徳島市営バス 20台 9月から11月

- ・広報誌への掲載

- ・新聞及びテレビCMによる啓発

- ・パンフレット等の作成及び配布

保険者と連携した医療機関・薬局等への使用推進事業

- ・使用割合の低い医療機関・薬局への訪問

- ・介護職員への普及啓発

- ・使用促進依頼文書の発出 8月（医療機関・薬局）

- ・市町村広報媒体での啓発